

【論文】

姫路藩の大庄屋三木家の職務について

山崎 善弘

はじめに

姫路藩の大庄屋制については羽田真也による研究^①があり、同藩の大庄屋制の多様な側面に注目することで、その実態が解明されつつある。その他にも、同藩の大庄屋制については幾人かの論者による研究があるが、大庄屋が各大庄屋組内でのような支配を行っているのかを具体的に明らかにしようとした研究は、今のところ羽田の研究に限られ、貴重な成果といえる。ただし、羽田の研究は加古郡新野辺組での大庄屋制を対象としており、同藩の大庄屋制について全面的に考察したわけではない。

後述のように、姫路藩の大庄屋制は規模が大きく、一つの大庄屋組での大庄屋制を例に取っただけでは、その全貌には迫りえない。したがって、現段階では、同藩の大庄屋制の事例を一つでも多く掘り起こすことが重視される。その上で、将来的に同藩の大庄屋制の全貌に迫ることが期待される。

本稿では、このような問題関心から、神東郡辻川組の大庄屋三木家を対象とし、その職務の一端を明らかにすることを目的とする。その際、素材とするのは、大庄屋三木家文書中の文政六年一月「諸御用日記」である。

(1)「播州姫路藩の触元大庄屋と在年行事について」(『関西学院史学』三〇、二〇〇三年)・「播州姫路藩の大庄屋制と支役庄屋」(『ヒストリア』一八六、二〇〇三年)など。

一 姫路藩の大庄屋制の概要

まず、姫路藩の大庄屋制の概要を示しておきたい。

姫路藩の大庄屋制は池田期にはすでに成立していたといわれ、数カ村から二十数カ村ごとに大庄屋組を設け、村役人の上に大庄屋が置かれるというものであった。酒井期には在地が二八の大庄屋組に分割され、姫路にいる四人の代官によって支配されていた。その状況を示したのが図1である。この中の⑦辻川組を三木家が管轄していたのである。

大庄屋の職務としては、組内の年貢米の決算、水利普請の監督、

庄屋からの領主宛諸届の取り次ぎ・争論の調停などがあつたといわれている。^①以下では、三木家が辻川組内でのような職務を遂行していたのか、その実態に迫ることにしよう。

(1) 橋本政次『姫路城史』下(姫路城史刊行会、一九五二年)、一九八〜二〇〇頁。

二 大庄屋三木家の職務について

文政六年一月「諸御用日記」は、当時、辻川組の大庄屋であつた三木藤作の手による職務日記である。辻川組は西川辺村・東川辺村・上瀬賀村・下瀬賀村・西田中村・北田中村・上田中村・保喜村・上牛尾村・下牛尾村・西小畑村・東小畑村・浅野村・井ノ口村・北野村・田尻村・大門村^②の計二一カ村からなり、この日記には、これら村々を管轄する大庄屋としての職務に関わる多様な記事が認められている。以下では、職務内容ごとに事例を挙げながら、その実際を見ていこう。

1 触の伝達

まず、藩からの触の伝達に関与する側面から見よう。

堂町新地老丁目播磨屋利兵衛借家天満屋代判惣助方二旅宿

江戸深川佐賀町御九郎店

弥兵衛

右弥兵衛儀実綿市立之義相願差免、右市場所天満拾老丁目二相極候間、市売望之者者作綿勝手次第右市場処江可差出、尤帳合・延商ひ等之義者決而不致管^ト二^ト段、文化七年四月相触置候処、右市場替之義相願、当時長堀次郎兵衛町ニおゐて市立いたし候間、市売望之者者作綿右場処江可差出候、尤最前相触候通、帳合・延商等之義者決而不致管二候之条、其旨可存候

午三月

右之通去午三月中、実綿市之義郡切御触有之候処、弥兵衛出店引請人御代官所飾西郡同村芦田五郎兵衛と申者取締之由二候、右五郎兵衛手先之者近頃岡組加古新村江罷越、別紙之通引合書差出、鑑札を請候様申之、綿拾貫目二付三分ツ々^③右弥兵衛江相渡可申、若承知二候ハ、綿売買相成不申、猶又其旨所役人江掛合之上、大坂御番所江相願可申と手強申聞候由訴出候、右御触面とハ大ニ相違いたし候間、鑑札受候義并綿拾貫目二付三分

ツ々弥兵衛江相渡候義一切頓着ニ不及候、無株ニ而売買致候義も前々より仕来之通致候段手強可申聞候、若彼是申聞候ハ、引合書之裏書ニ市立不申、前々より無株ニ而売買致来候段裏書ニ致候而も不苦候、勿論市立之義者御触之通不相成候得共、鑑札者□之書□□請候義不相成候、此段承知可致候、右之趣村々不洩様相触可申候、以上

未四月 文政六年癸未四月也

御代官様より御召之上、右之通相触候様被仰渡候間、村々不洩

様早々御触可被成候、以上

四月廿九日 触元大庄屋印

中嶋

御立

辻川

右大庄屋所

覚

撰河泉播之内綿市場之儀、諸方之百姓売之義者勝手次第ニ被致候、此儀綿市場ニおゐて差構無御座候、尤実綿・くり綿無株ニ而売買被致義者御免株綿市場之差構ニ相成候ニ付、無株ニ而之

相止メ不申候ハ、大坂御番所江御糺奉願候、依之此段御引合申上候、已上

但シ、其村内何兵衛

年号月日 御免綿市場主

江戸屋

弥兵衛 印

何村

御役人中

大坂岩田町綿屋弥兵衛播州出店引受人 飾西郡同村

芦田五郎兵衛

右之御触、文政六未年五月朔日ニ来

この触は文政六年四月二十九日に、触元大庄屋から中嶋組・御立組・辻川組の大庄屋所に対して伝達されたもので、播磨国へ、大坂の実綿市場主江戸屋弥兵衛が介入しようとしたことに対して、姫路藩が村々にその対応の仕方を示している。

播磨国への弥兵衛の介入についてはすでに拙稿²⁾で述べているので、詳細はそちらに譲るが、弥兵衛が播磨国へ出店し、同国で綿売買に携わっている農民らを統制しようとしたのに対し、「鑑札受候義并綿拾貫目ニ付三分ツ々弥兵衛江相渡候義一切頓着ニ不及候、無株

二而売買致候義も前々より仕来之通致候段手強可申聞候」と、弥兵衛の配下に入ることのないように藩は強く申し渡している。

その後、この問題は解決することなく持ち越され、文政九年（一八二六）には、姫路藩領のみならず、播磨一国の村々が弥兵衛を相手取って国訴が計画されることになる。その前段階での姫路藩での状況が知られる注目すべき内容である。

それはさておき、触の伝達そのもののあり方について話を戻そう。

触元大庄屋とは、二八の大庄屋組が四人の代官の支配地ごとに組合を形成し、それぞれの組合内の大庄屋たちのうちの一人が任命された役職であり、代官の命令を組合内の他の大庄屋たちへ通達していた。この触からは触元大庄屋の名前などは知られないが、中嶋組・御立組・辻川組を一つの単位として触を伝達していたことが分かる。

さらに、傍線部を読んでみると、これら三組が触の終着点ではないことが分かる。触元大庄屋は代官から召し出された上で、この触を大庄屋組へ伝達するよう命じられたのであるが、さらに三組の大庄屋に対して、各組内村々へ伝達するように命じている。

つまり、姫路藩では、代官↓触元大庄屋↓大庄屋↓村々というルートを経て領内村々へ藩の命令を周知させるようになっていたものであり、各村々に触を伝達するという重要な役割を大庄屋が担っ

たのである。

この触を写し取ったのは藤作であり、彼が管轄したのは辻川組である。したがって、彼は同組内の村々に対してこの触を伝達したことになるのである。

2 願書への押印

次に、村々から藩宛の願書への押印について見よう。

差上申願書之事

一 当村佐兵衛年三十八、右之者此度勝手二付同村庄八方江同居

仕度奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、

以上

文政六未年正月

辻川組田尻村庄屋

庄右衛門[㊦]

右之通奉願上候、以上

大庄屋

三木藤作[㊦]

内海藤橋様

御役所

この願書は文政六年一月に、辻川組田尻村の庄屋庄右衛門から代官内海藤橋の役所へ提出されたもので、同村の佐兵衛なる者が同村の庄八方へ同居したいと願っているのを認めてもらえるよう願っている。

しかし、田尻村の庄屋庄右衛門から代官所へ直接願書を提出するのではなく、大庄屋三木藤作が押印をした上で、代官所へ提出している。

このように、辻川組内の村々から代官所へ願書を提出する際は、村々から直接提出するのではなく、同組を管轄する大庄屋が取り続く形で代官所へ提出することになっていたのである。

3 出入の吟味

さて、これまで見てきた職務は、いわば代官と村々との間の仲介業務であるが、次に、藤作が辻川組内の村々を直接支配する側面を見ていこう。

差上申願書之事

一同組北野村地内うしろ山と申所ニ我々御運上御林相預り居申候二付、長八と申者ニ為致番居申候所、今日長八倅山見廻ニ

参候処、保喜村之者一人参、松之枝并落葉等取居申^{二付}咎候処、荷物捨置罷帰候処、無程大勢押寄候二付、早々逃帰候趣、親長八甚心^カ嗔体ニ而我々方江申参、右体保喜村之者強勢仕候得者、中々番も難仕申出候二付、銘々かけ付見候所、松之枝等荒シ、村中^カ迄皆々帰居申候故、保喜村庄屋江其趣届置罷帰申候、右体強勢成致方ニ而者番いたし候者も無之様相成候而者、御林生立不申歎敷奉存候、何卒乍恐保喜村之者共御召出被遊、御吟味之程奉願上候、以上

辻川組同村願人

文政四年

巳十二月

清太夫 印

次右衛門 印

金兵衛 印

傳右衛門 印

多十郎 印

治兵衛 印

北野村

文右衛門 印

辻川村庄屋

仙之助 印

北野村庄屋

吉右衛門 印

この願書は文政四年（一八二二）十二月に、辻川組北野村の願人から藤作へ提出されたもので、同村地内のうしろ山にある運上林へ同組保喜村の者が入り込んで松の枝や落ち葉などを盗んだ件で、同村の者どもの吟味を願っている。

この願書を受理した藤作は、「右之通願出候ニ付改日召呼相調候」とあり、早速、保喜村の者どもを召喚し、吟味を開始している。しかし、「着々相分候得とも、外御用差支ニ付差延候処、午春正月十二日立ニ而出府いたし、其後御用差支、午年中得取掛り不申、未春入ニ相調候」とあり、御用繁多につき吟味は先延ばしになり、文政六年の春に入って漸く吟味を再開している。その経緯を見てみよう。

保喜村

年三十七 傳兵衛

同三十式 糸左衛門

同三十八 常次郎

同式十七 惣右衛門

一其方去々巳年十二月中、北野村分御運上林江落葉盗ニ参候節、山番之者見咎候処、却而多人数□番之者追行可及打擲之趣ニ

候所、番之者逃延候由、盗山ニ参、剩強勢之働如何相心得右体仕業ニ有之候哉、形合可申之

此義落葉盗取申度、糸右衛門・常次郎・惣右衛門・藤藏・已之助同道仕、林之際江参候所、弥右衛門・傳兵衛先江参居、弥右衛門持参の俵等山番ニ被取候ニ付、取返呉度弥右衛門相頼候ニ付、弥右衛門・傳兵衛ニ引続五人共山之中程迄追掛ケ申候得とも、山番逃去候ニ付、銘々高□りニ雑言仕□□申候、尤落葉已之助者跡ニ残居申義ニ御坐候

一山番之者捕候上者如何いたし候存心ニ候、多人数追掛ケ候哉此儀弥右衛門被取候俵等取返申度、且者少々惱メ置候得者重而山江入込候節嚴敷も申間敷哉と相心得、無弁追掛候義ニ御坐候

一兼而留山之義乍存多人入込、剩番之者致打擲置候得者、後々我儘ニ入込候様相成可申と相工候様重々不届至極候、申分可有之候哉

此義蒙御察当一言之申訳無御坐奉談入候、此義ニ付如何様之御咎被仰付候共、少も申分無御坐候、右奉申上候通少も相違無御坐候、以上

辻川組保喜村

文政六年

三月

右申上口承り候処、相違無御坐候、以上

傳兵衛 印

政右衛門倅

惣右衛門から藤作へ提出されたもので、藤作からの三つの質問に対して、それぞれ四人が回答している。

糸右衛門 爪印

第一条では、文政四年一二月に、北野村の運上林へ落ち葉を盗み

常次郎 印

に入った時、山番の者を追いかけて打擲に及んだことについて、その理由を藤作が問いただしたのに対し、傳兵衛たちは、

惣左衛門 印

人物が持参していた俵などを山番に没収され、それを取り返すために山番を追い掛けたと回答している。

五人組頭

第二条では、山番の者を捕らえてどうするつもりであったのか、

清次郎 印

また、なぜ多人数で追いかけたのかと藤作が問いただしたのに対し、

同

傳兵衛たちは、

弥次右衛門 印

また、少々悩ませておけば、今後、運上林へ入り込み易くなるので

庄屋

はないかと思ひ、追ひ掛けたと回答している。

頼之助 印

第三条では、運上林へ多人数で入り込み、その上、山番の者を打

取次井ノ口村

擲し、後々我儘に運上林へ入り込もうと企んだことに対し、「重々不

庄屋

届至極候」といい、このことについて申し分があるか、と藤作が問

儀左衛門 印

いただしている。これに対し、傳兵衛たちは、一言の申し分もなく、

保喜村

どのような咎めを仰せ付けられても構わないと返答している。

年十七 藤 蔵

このように藤作は吟味を行っているのであるが、注意しておきた

同十五 巳之助

いのは、奥書に名を連ねている井ノ口村の庄屋儀左衛門の存在であ

この文書は文政六年三月に、保喜村の傳兵衛・糸右衛門・常次郎・

る。すなわち、彼が取次として、藤作と傳兵衛たちとの間に入ることで、この吟味が進行しているのである。このような吟味の仕方が恒常的なものであったのかは今のところ定かではないが、大庄屋が広大な組内を支配するに当たっては、彼らを支えた庄屋の存在にも注目しなければならぬであろう。

なお、今回の事件に加わっていた藤蔵と巳之助は末尾に名が記されているだけで、吟味は受けなかったようである。或いは若年ということが関係しているのかもしれないが、定かではない。また、弥右衛門も事件に加わっていたが、やはり吟味は受けなかったようである。この点についても理由は定かではない。

さて、右の文書を受けた藤作は、いよいよ裁判を行うことになったと考えられるが、同年同月、北野村の山持惣代らが辻川大庄屋所に対して、「西野々村庄屋佐十郎ヲ以段々手入仕、内済仕候二付、先達奉差上候願書何卒御下ケ被下置奉願上候」と、願書の下げ戻しを願ってきた。

この経緯についてももう少し詳しく知るために、この直後の同年同月に、取次の儀左衛門から辻川大庄屋所へ提出された一札を見てみると、その中に次のようにある。

一右之者、去ル巳年十二月、各様方御所持北野村分御運上林江

立入不埒仕、其上山番之人見咎メ候得共、却而大勢馳行打擲も可仕哉ニ強勢成振舞御坐候二付、其段被成御願、其節より段々御調之上、弥相違も無御坐候二付、御咎メ之程恐入、西野々村庄屋佐十郎ヲ以段々御歎申上候所、御聞届被下御願下ケ被成下、七人之者者不及申、村中一統難有仕合奉存罷在

つまり、咎めを受けた七人（弥右衛門・傳兵衛・糸右衛門・常次郎・惣左衛門・藤蔵・巳之助）は、西野々村の庄屋佐十郎に北野村との仲裁を依頼し、彼の歎願によって、北野村の山持惣代らが願書の下げ戻しを願うことになったというわけである。

なお、西野々村は神東郡内の村であり、当時は辻川組に属していたのかもしれないが、今のところ不明である。また、なぜ同村の庄屋が仲裁を行う位置にあつたのかという点も不明である。これらについては、今後の史料調査の過程で明らかにすることを期待したい。

以上、藤作による出入の吟味について見てきたが、彼が大庄屋として辻川組内で裁判権を持っていたことは間違いない。そのことは現存する大庄屋三木家に江戸時代の白洲が備わっていることから裏付けられる。ここで見た事例では、最終的には内済によって決着が付いているが、そのことを含めて、今後、他の史料も合わせて分析することで、三木家による出入の吟味のあり方を、より詳細に解



三木家住宅の白洲あと

明する必要があると考える。

4 村々の取締り

最後に、藤作が村々の取締りに当たっていた様子を見よう。

乍恐御伺之口上書

山崎組福田村

宿

新蔵

此勇吉義藤十郎方江

参居候者

勇吉

孫四郎倅

佐兵衛

丈右衛門

吉右衛門

神谷村

半四郎倅

亀吉

此次右衛門義佐十郎

名跡為相続、

田野組

次右衛門

恒屋村より参居候得

共、未入帳いたし不

申者由

田口村

新蔵

右之者共去午十二月廿九日夜、新蔵宅於而博奕仕候由承申候、
是迄ニも非人番より加異見候承申候、乍恐御内々奉申上候、以
上

大庄屋

三木藤作 印

文政六未正月

内海藤橋様

御役処

この口上書は文政六年一月に、大庄屋三木藤作から代官内海藤橋の役所へ提出されたもので、昨年一二月二九日の夜に、山崎組福田村・神谷村・田口村の者どもが、田口村の新蔵宅において博奕をしていたことを報告している。これまでも非人番が注意していたとあるので、常習犯として見過ごせなかったためであろう。このように、藤作は村々の取締りにも関与していたのである。

なお、この口上書からは、彼が辻川組に隣接する山崎組（図1の⑧）の大庄屋を兼帯していたことが分かる。その背景としては、文化九年（一八一二）八月以降、姫路藩が大庄屋の削減を命じ、村々に課される大庄屋関係費用の削減と大庄屋による恣意的な大庄屋組支配の排除とを図っていたことがある³⁾。しかし、これまでの研究で

は、この時期の山崎組をどの大庄屋が兼帯していたのかは明らかにされていないのであり、藤作が山崎組の大庄屋を兼帯していたというのは、今回新たに判明した史実である。

このことを確認する意味でも、もう一例、藤作が村々の取締りに当たっていた様子を示そう。

奉差上候一札之事

一我々共牛博勞札頂戴仕、農業之透間ニ牛売買仕罷在候、然処兼而被仰渡之趣忘却仕、無札之者共ニ相交下博勞杯と相唱牛為致売買、別而穢多博勞之義ハ前々嚴敷御法度ニ御坐候所、其差別も無御坐、不埒之風聞達御聞、今日御召出之上蒙御察当奉恐入候、已来兼而被仰渡之趣急度相守可申候、万一相背候節者如何様ニ被仰付候共、其節一言之申分無御坐候、依之為後日一札奉差上候所、少も相違無御坐候、以上

山崎組西治村

徳右衛門 印

福田村

久左衛門 印

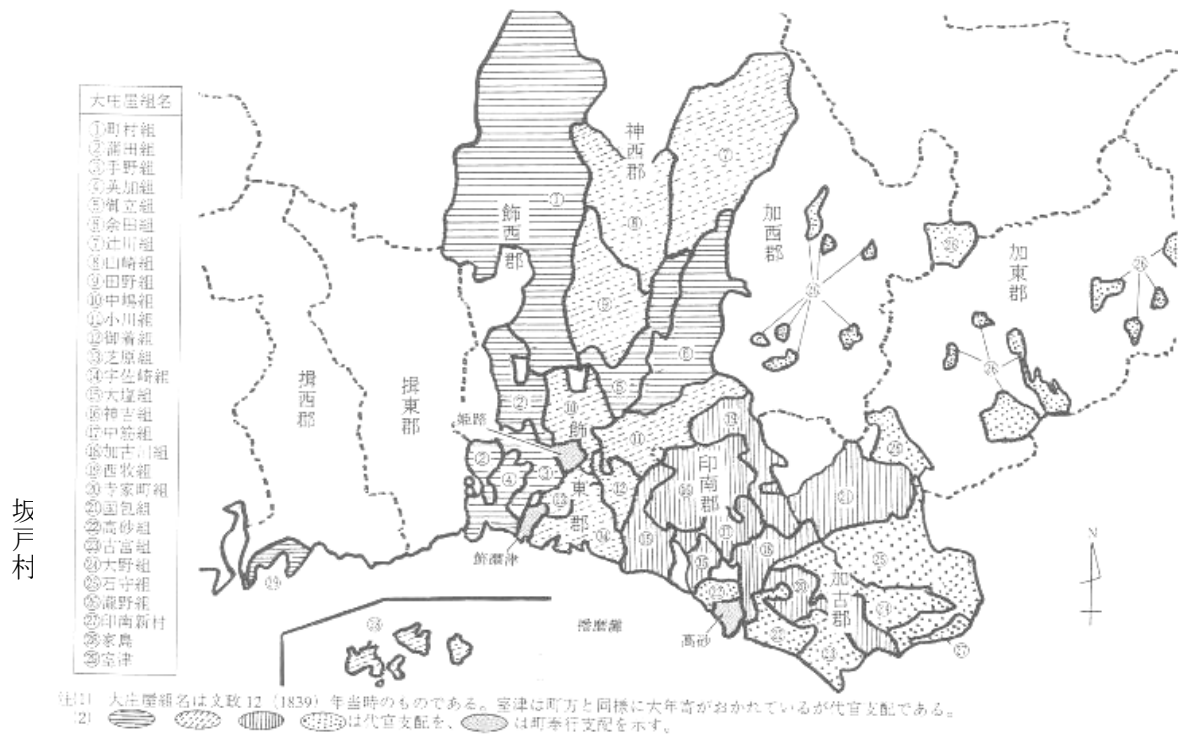
文政六未年

三月四日

山崎村

吉五郎 印

図1 酒井家時代の大庄屋組



羽田真也「播州姫路藩の触元大庄屋と在年行事について」(『関西学院史学』30、2003年)より引用。

この一札は文政六年三月四日に、博勞である山崎組西治村の徳右衛門らから辻川大庄屋所へ提出されたもので、無札の者を下博勞などと称して、彼らに牛の売買をさせていたことについて、今後はそのようなことをしないと誓っている。

ここからは、藤作が山崎組の大庄屋を兼帯し、同組内の村々の取締りに当たっていたことが確認できる。具体的には、姫路藩では無札の者が牛の売買に携わることが禁止されていたが、それを守らなかった徳右衛門をはじめとする博勞たちを藤作が召喚した上で非難し、右の禁止事項を遵守するよう誓わせているのである。

なお、同年同月同日に、山崎組野田村に住む、徳右衛門の倅徳七からも辻川大庄屋所へ一札が提出されており、「私義是迄折々牛売買仕、博勞ニ似寄申候業仕候様風聞御坐候趣達御聞、今日御召出之上、兼而御法度義相承知、右之次第敵敷蒙御察当、一言之申訳無御坐奉

辻川
大庄屋所

溝口村
吉太郎 印

惣太夫 印

右之村々役人

恐入候」とある。つまり、徳七は先の一札に見た無札の者の一人というわけである。彼もまた、今後は牛の売買に携わらない旨を誓わされているのである。

以上のように、藤作は大庄屋として、姫路藩の政策を乱す者に対しては厳格な態度で臨んでおり、自らの管轄する組内で同藩の政策を下支えする職務を担っていたのである。

(1) 「領内郷村高覚書」『姫路市史』一〇 史料編近世「、一一七号)による。

(2) 「国訴と大坂町奉行所・支配国」『日本史研究』五六四、二〇〇九年)。

(3) 羽田真也「播州姫路藩の触元大庄屋と在年行事について」『関西学院史学』三〇、二〇〇三年)。

おわりに

最初の課題設定に従い、辻川組の大庄屋三木家の職務の一端を明らかにしてきた。

今回は、大庄屋三木家文書中の文政六年一月「諸御用日記」のみ

を素材としたため、時期的に限定された分析に止まっている。また、紙幅の関係上、全面的な分析はなしえていない。機会を改めて全面的な分析を行いたいと思う。

ところで、大庄屋三木家文書中には、この他にも数冊の職務日記がある。また、それに限らない、多様な大庄屋の職務の実態を示す史料群が含まれている。今後も引き続き、これらの史料群を分析することで、大庄屋三木家の職務の実態を解明し、姫路藩の大庄屋制の全貌に迫る上での一助としたいと思う。